

令和 8 年度 豊中市介護給付適正化支援システム運用支援業務委託 仕様書

豊中市（以下「発注者」という。）は、受注業者（以下「受注者」という。）に対して、下記のとおり業務を委託する。

1. 業務名

令和 8 年度 豊中市介護給付適正化支援システム運用支援業務

2. 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 業務履行場所

発注者が承認した場所

4. 業務仕様

(1) 目的

本業務は、介護保険事業の円滑な実施に向けて、第 9 期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の事業量推計の検証及び介護給付適正化事業の実施に関する取組みを、受注者のノウハウ等を活用して推進することを目的とする。

(2) データベースの構築・管理

受注者は受注者が保有する介護給付適正化支援システム『トリトンモニター』（以下、「介護給付適正化支援システム」という）を活用して、豊中市の介護給付適正化事業の状況分析業務に対応できるデータベースの構築・管理をすること。給付実績、認定データ及び事業者マスタデータについては豊中市より受注者に電子媒体にて提供を行う。

(3) 介護給付適正化事業運営支援

① 例月指標・事業者別など標準集計表の作成（介護給付・予防給付・一部の総合事業）

介護給付適正化支援システムの機能を活用し、要支援・要介護認定者及び介護保険給付の状況が確認できる標準集計表を作成すること。

② 適正化が必要と思われるケアプラン等の抽出、一覧作成

介護給付適正化の視点から、確認優先度の高いケアプランの抽出及び一覧を作成すること。

(4) 計画の進捗状況把握支援

① 給付・認定に関する集計、一覧の作成

豊中市の求めに応じて、給付実績・認定データを用いた集計、一覧を作成すること。

5. 調達に係る条件

- (1) 介護保険事業に精通した事業者とし、過去6年以内に地方自治体等の介護給付費適正化システムにかかる運用支援業務またはシステム保守点検業務の受託実績を有すること。
- (2) 本仕様に明示されていない事項で、当該業務を正常に支援するために必要となる役務については、発注者と協議すること。

6. 作業留意点及び提出書類

- (1) 作業内容は大要指針を示すものであり、稼動に必要な設定等はすべて本作業に含むものとする。
- (2) 設定内容、スケジュール等は発注者と事前に十分な打ち合わせを行い、承諾を得た後、業務を行うこと。

7. 秘守

本仕様書に基づくすべての作業において、発注者が提供した業務上の情報を第三者に開示し、又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を行うこと。

8. 疑義の解釈

前項によるもののほか、本仕様書の記載事項および業務遂行上において疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

9. 担当者

豊中市福祉部長寿社会政策課 下元、小島
電話：06-6858-2868